

## 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和元年度分）

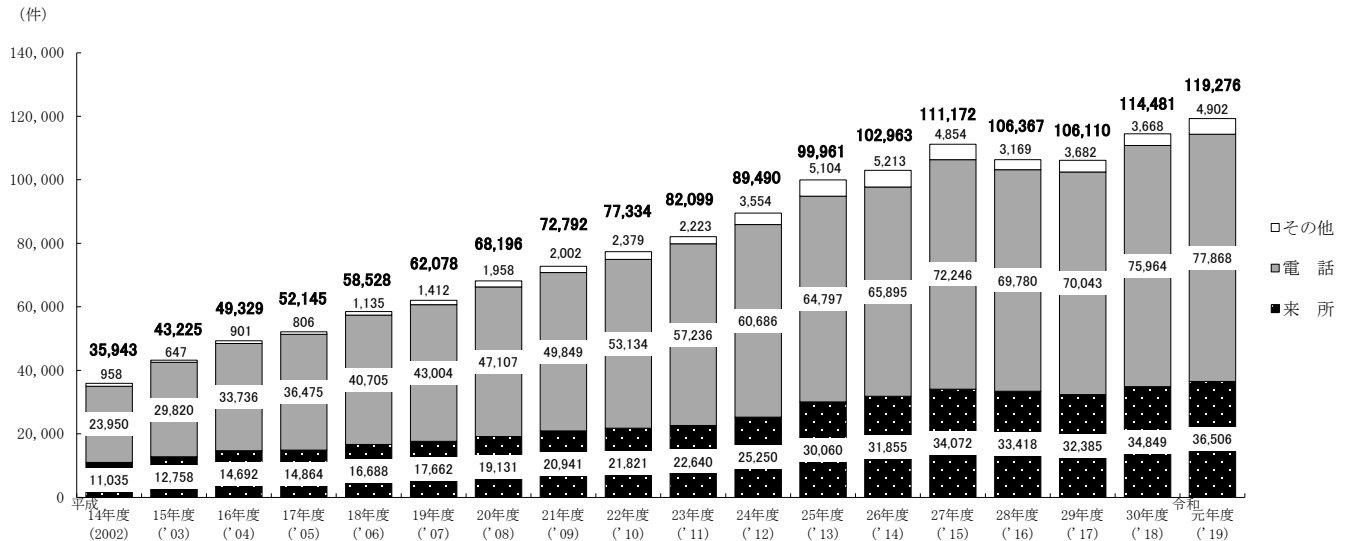
この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の、全国287か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を集計した結果である。

### 1 配偶者からの暴力に関する相談件数等

#### （1）相談の種類別相談件数等

	実 人 員			相 談 件 数									
	総 数	性 別		総 数	性 別		総 数	加 害 者 と の 関 係					
		女	男		女	男		配 偶 者			生活の本拠を共にする(した)		
							届出あり	届出なし	届出有無不明	離婚済	交際相手	元交際相手	
総 数	74,257	72,172	2,085	119,276	116,374	2,902	119,276	95,217	3,279	1,612	15,158	2,936	1,074
来 所	22,481	22,122	359	36,506	36,040	466	36,506	27,564	1,004	400	6,479	772	287
電 話	49,503	47,802	1,701	77,868	75,492	2,376	77,868	63,945	1,949	1,183	8,019	2,044	728
そ 他	2,273	2,248	25	4,902	4,842	60	4,902	3,708	326	29	660	120	59

#### ＜図 相談件数の年次推移＞



1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。  
なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

#### （2）施設の種類の別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	性 別	
			来 所	電 話	そ の 他		女	男
総 数	287	119,276	36,506	77,868	4,902	119,276	116,374	2,902
婦人相談所	50	36,155	8,092	27,114	949	36,155	35,589	566
女性センター	33	20,812	6,284	14,169	359	20,812	20,009	803
福祉事務所・保健所	105	13,451	5,241	7,372	838	13,451	13,200	251
児童相談所	12	3,075	809	2,216	50	3,075	2,941	134
その他	87	45,783	16,080	26,997	2,706	45,783	44,635	1,148

## (3) 都道府県別相談件数

	施設数	総数	相談の種類			総数	女	男	1センター当たり 相談件数
			来所	電話	その他				
全 国	287	119,276	36,506	77,868	4,902	119,276	116,374	2,902	415.6
北海道	20	2,841	806	1,951	84	2,841	2,722	119	142.1
青森	9	991	357	618	16	991	969	22	110.1
岩手	12	2,175	1,054	941	180	2,175	2,140	35	181.3
宮城	3	2,098	1,009	1,012	77	2,098	2,083	15	699.3
秋田	6	933	368	546	19	933	926	7	155.5
山形	5	615	268	340	7	615	599	16	123.0
福島	9	1,627	635	895	97	1,627	1,602	25	180.8
茨城	3	1,369	358	988	23	1,369	1,320	49	456.3
栃木	5	2,063	632	1,346	85	2,063	2,037	26	412.6
群馬	6	1,361	410	915	36	1,361	1,348	13	226.8
埼玉	20	6,473	2,525	3,823	125	6,473	6,323	150	323.7
千葉	19	8,638	2,665	5,786	187	8,638	8,539	99	454.6
東京	18	19,868	6,030	13,001	837	19,868	19,555	313	1,103.8
神奈川	5	8,016	1,438	6,168	410	8,016	7,255	761	1,603.2
新潟	3	2,709	595	1,714	400	2,709	2,614	95	903.0
富山	2	1,498	402	998	98	1,498	1,493	5	749.0
石川	2	1,714	538	1,176	0	1,714	1,705	9	857.0
福井	8	1,239	310	889	40	1,239	1,213	26	154.9
山梨	2	1,371	382	987	2	1,371	1,361	10	685.5
長野	3	829	228	478	123	829	802	27	276.3
岐阜	9	1,545	439	1,099	7	1,545	1,537	8	171.7
静岡	4	2,189	830	1,212	147	2,189	2,142	47	547.3
愛知	2	1,812	615	1,123	74	1,812	1,761	51	906.0
三重	1	442	155	278	9	442	431	11	442.0
滋賀	3	929	329	599	1	929	908	21	309.7
京都	4	6,360	1,117	4,550	693	6,360	6,188	172	1,590.0
大阪	13	6,838	1,781	4,827	230	6,838	6,583	255	526.0
兵庫	17	8,328	2,588	5,505	235	8,328	8,216	112	489.9
奈良	2	818	237	575	6	818	804	14	409.0
和歌山	1	587	150	432	5	587	582	5	587.0
鳥取	3	626	204	355	67	626	622	4	208.7
島根	2	853	270	504	79	853	839	14	426.5
岡山	4	1,948	603	1,336	9	1,948	1,914	34	487.0
広島	4	1,316	316	961	39	1,316	1,288	28	329.0
山口	2	447	86	361	0	447	424	23	223.5
徳島	5	1,819	671	1,083	65	1,819	1,807	12	363.8
香川	1	751	209	504	38	751	744	7	751.0
愛媛	3	689	353	322	14	689	683	6	229.7
高知	1	930	556	342	32	930	923	7	930.0
福岡	12	2,208	402	1,711	95	2,208	2,101	107	184.0
佐賀	2	1,502	725	777	0	1,502	1,501	1	751.0
長崎	4	1,687	680	964	43	1,687	1,659	28	421.8
熊本	3	1,822	703	1,039	80	1,822	1,751	71	607.3
大分	2	394	111	280	3	394	390	4	197.0
宮崎	1	374	89	285	0	374	371	3	374.0
鹿児島	16	1,692	618	1,064	10	1,692	1,669	23	105.8
沖縄	6	1,942	659	1,208	75	1,942	1,930	12	323.7

## 2 法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総 数	929
-----	-----

## 3 法第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総 数	6
-----	---

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）  
（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

## 4 法第6条による通報を受けた件数

総 数	6,141
-----	-------

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）  
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

## 5 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

	総 数	性別		総 数	言語別									
		女	男		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	その他	不明
総 数	1,898	1,881	17	1,898	127	160	235	502	80	419	24	85	234	32
来 所	637	636	1	637	43	36	33	228	11	136	12	44	88	6
電 話	963	948	15	963	63	120	88	215	61	233	11	39	107	26
その他	298	297	1	298	21	4	114	59	8	50	1	2	39	0

## 6 障害者である被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

	総数	性別		総数	知的障害	精神障害	身体障害					その他の障害	
		女	男				小計	視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語・そしゃく機能の障害	肢体不自由		その他の身体障害
総数	11,134	10,896	238	11,134	999	8,750	1,257	115	81	16	729	316	128
来所	2,676	2,638	38	2,676	305	1,986	355	27	53	7	134	134	30
電話	7,952	7,756	196	7,952	596	6,411	854	87	24	3	565	175	91
その他	506	502	4	506	98	353	48	1	4	6	30	7	7

## 7 同居している未成年の子どもの有無及び状況

「1 相談件数等」の実人員のうち、同居している未成年の子ども（18歳未満）の有無及び状況について集計した。なお、本調査で「面前DV」は、子どもが直接的にDVを目撃している場合に限る。

	総数	有					無	不明
		虐待あり	面前DVのみ		虐待なし	虐待有無不明		
			虐待あり	面前DVのみ				
総数	66,939	37,044	22,337	12,428	5,028	9,679	16,596	13,299

## 8 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1 相談件数等」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。

また、「通報」は「4 法第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの通報件数を集計した。

	総数			通報
	女	男		
総数	3,120	3,039	81	298

## 9 ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。

うち、「1 相談件数等」及び「8 交際相手からの暴力に関する相談の件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総数		
	女	男	
総数	1,197	44	

(参考)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）（抄）

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

## 10 緊急時における安全の確保を行った件数

配偶者暴力相談支援センターが実施した「緊急時における安全の確保」のうち、施設への入所やホテル等への宿泊を伴う件数について集計した。なお、婦人相談所及びその委託先が実施した一時保護は含まない。

### (1) 日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数					
		1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	不明
総 数	734	199	87	103	293	52

### (2) 施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数				
		自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総 数	734	133	98	270	233

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

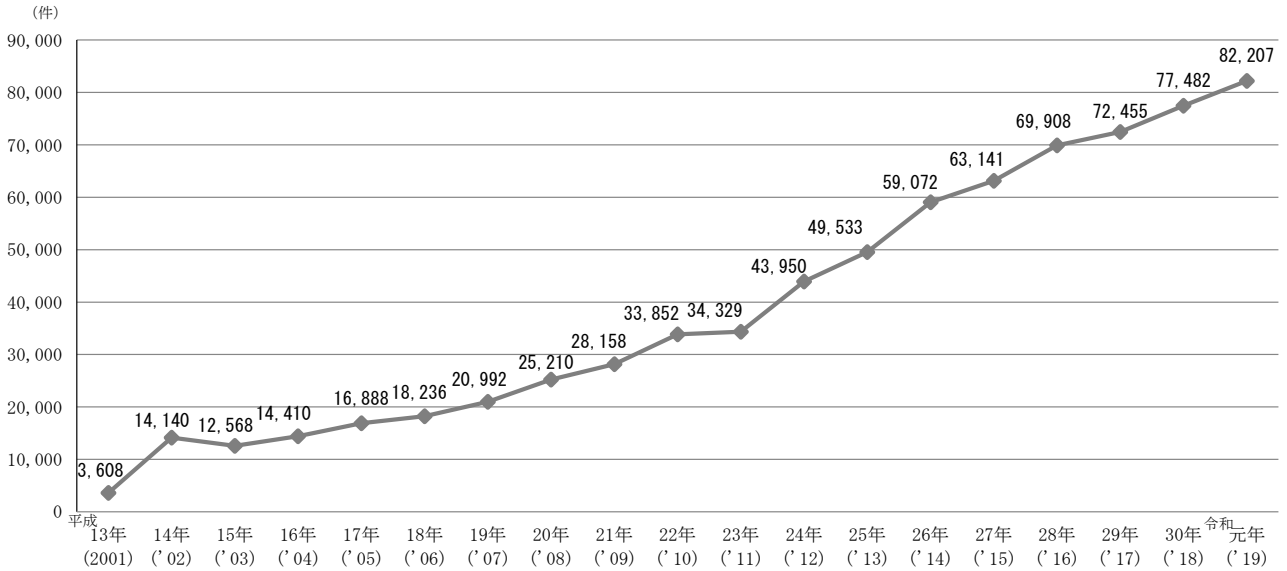
第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保 及び一時保護 を行うこと。

## 配偶者からの暴力に関するその他のデータ

### 1 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



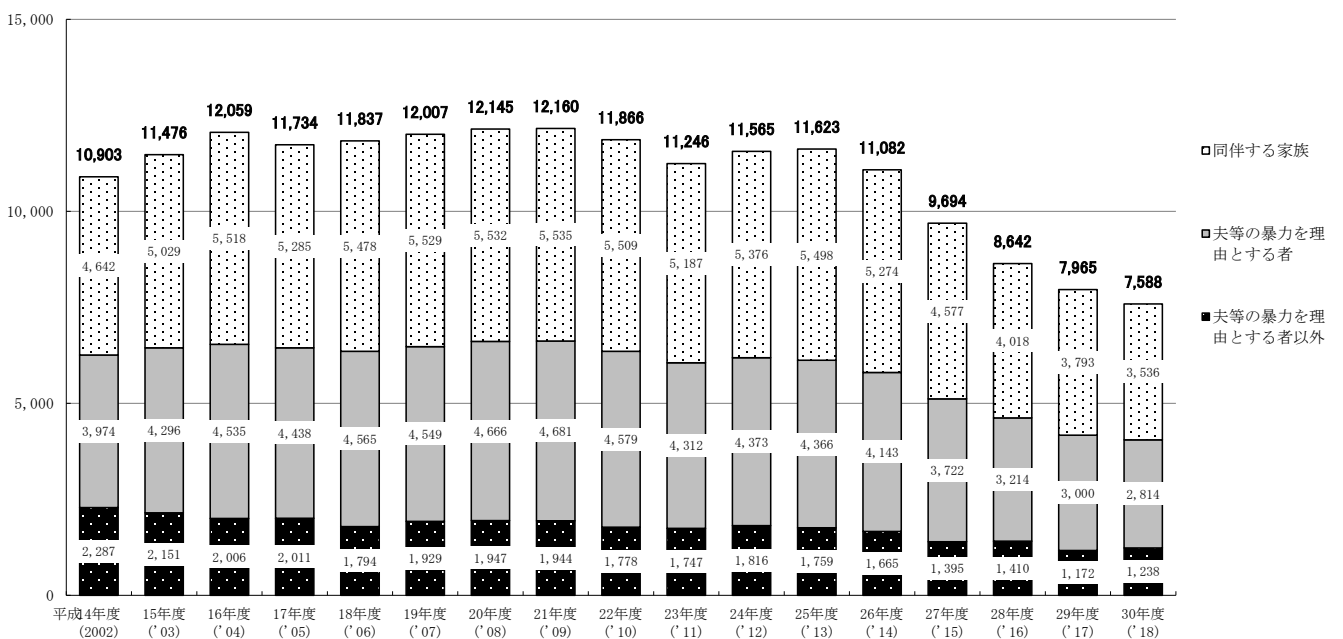
(備考)

資料出所：警察庁調べ

1. 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数。
2. 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日（10月13日）以降の件数。
3. 「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の（備考）の2～5に同じ。

### 2 婦人相談所における一時保護人数

(人)

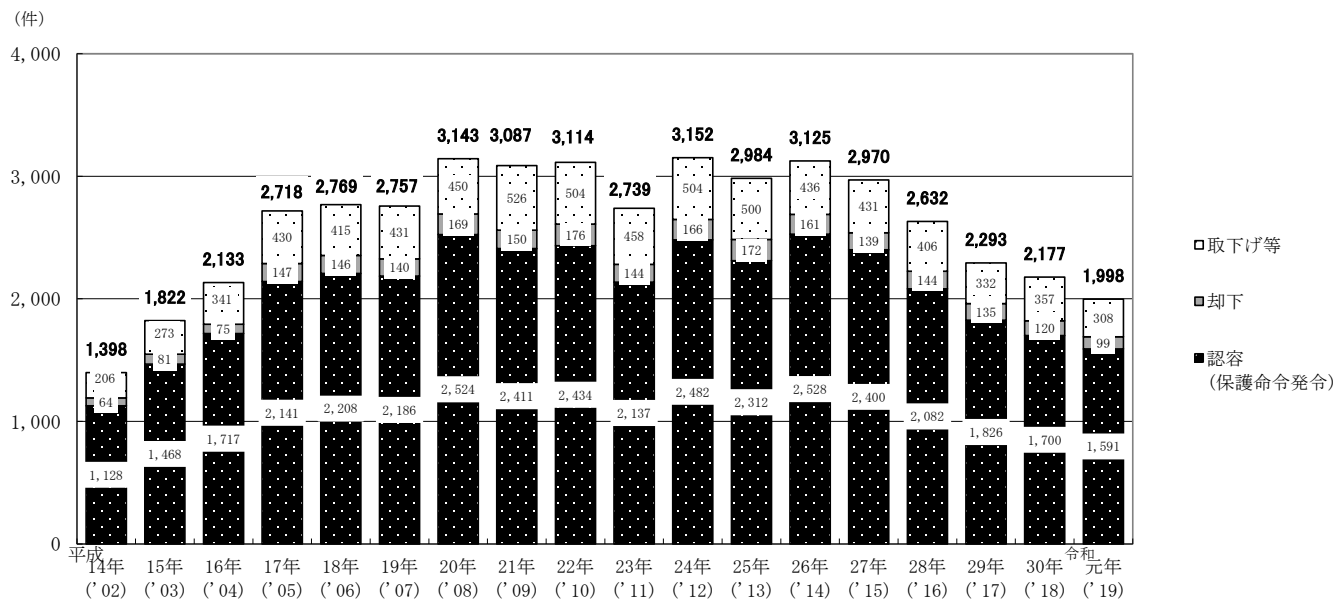


資料出所：厚生労働省調べ

(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

### 3 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



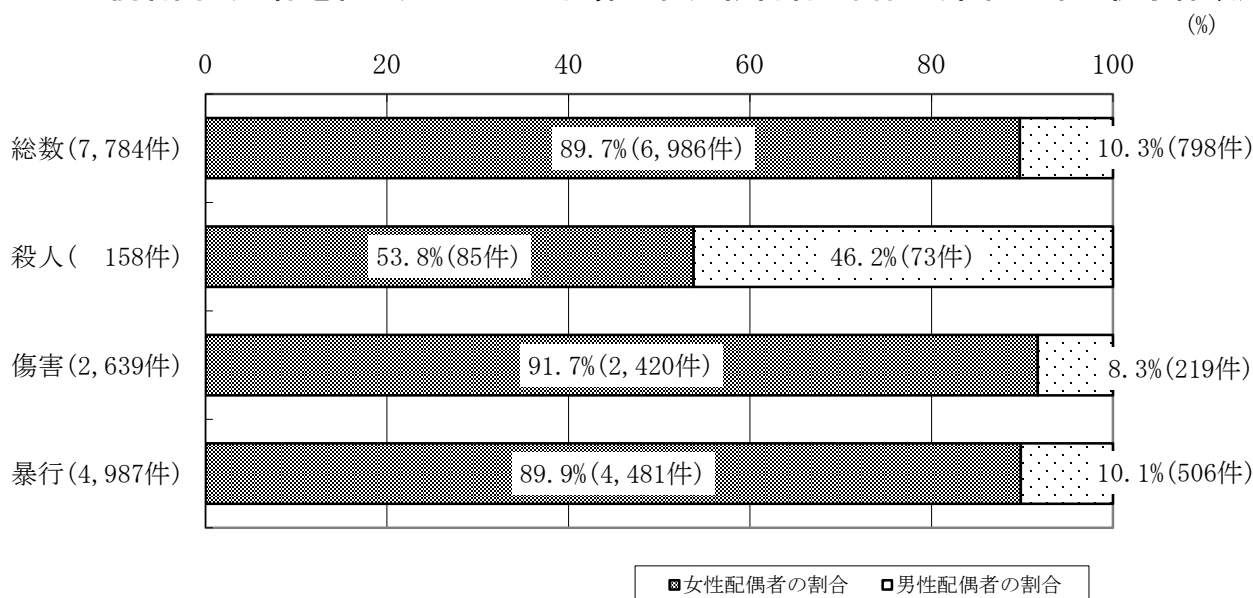
資料出所：最高裁判所提供の資料より作成

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2～5に同じ。

### 4 配偶者間 (内縁を含む) における犯罪の性別被害者の割合 (令和元年・検挙件数)



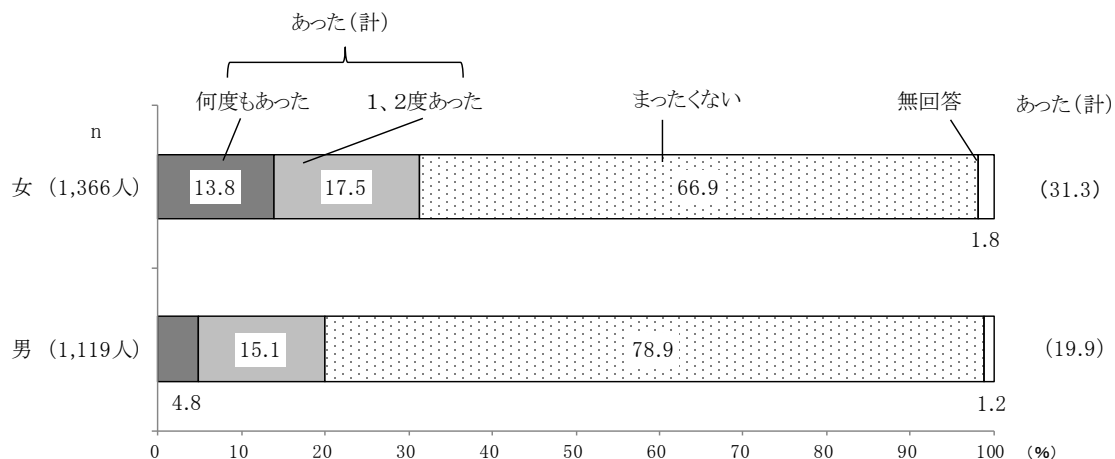
資料出所：警察庁調べ

(備考)

令和元年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人(未遂を含む)、傷害、暴行を計上(総数とは殺人、傷害、暴行の合計)。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

## 5 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 29 年度調査）より作成

（備考）

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,376 人（67.5%）。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されたなど。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しないなど。